



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月26日(金)  
号 外  
第 11 号

## 目 次

### 公安委員会

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正…………… 1
- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正…………… 4
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正…………… 4

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第一号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

#### 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） 一 交番				別表（第二条関係） 一 交番			
管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区	管轄 署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
足利駅前 交番	足利市 伊勢町一丁目		足利市のうち 井草町、大門通、昌平町、永楽町、旭町、丸山町、大町、伊勢町、伊勢町一丁目、伊勢町二丁目、伊勢町三丁目、伊勢町四丁目、伊勢南町、相生町、助戸一丁目、助戸二丁目、助戸三丁目、助戸仲町、助戸東山町、助戸大橋町、久松町、芳町、花園町、弥生町、真砂町、常盤町、千歳町、錦町、猿田町、寿町、	足利駅前 交番	足利市 伊勢町一丁目		足利市のうち通一丁目、通二丁目、井草町、大門通、昌平町、永楽町、旭町、丸山町、大町、伊勢町、伊勢町一丁目、伊勢町二丁目、伊勢町三丁目、伊勢町四丁目、伊勢南町、相生町、助戸大橋町、 、助戸大橋町、 、常盤町、千歳町、錦町、猿田町、寿町、

足利警察署

常見町 交番	足利市 常見町 二丁目 保町、八柵町、鶴木 町、常見町、常見町一 丁目、常見町二丁目、 川崎町、大久 保町、八柵町、鶴木 町、常見町、常見町一 丁目、常見町二丁目、	東武駅 前交番	足利市 田中町 足利市のうち南町、八 幡町の一部、八幡町一 丁目、八幡町二丁目の 一部、借宿町、借宿町 一丁目、中川町、朝倉 町、朝倉町二丁目、朝 倉町三丁目、田中町	利保町 交番	足利市 利保町 三丁目 足利市のうち有楽町、 元学町、東砂原後町、 西砂原後町、田所町、 大橋町一丁目、大橋町 二丁目、助戸新山町、 新山町、富士見町、末 広町、菅田町、菅田町 一丁目、利保町、利保 町一丁目、利保町二丁 目、利保町三丁目、江 川町、江川町一丁目、 江川町二丁目、江川町 三丁目、江川町四丁 目、月谷町、田島町、 田島町一丁目、樺崎 町、大月町、赤松台一 丁目、赤松台二丁目	織姫交 番	足利市 通四丁 目 足利市のうち通一丁 目、通二丁目、通三丁 目、通四丁目、通五丁 目、通六丁目、通七丁 目、緑町一丁目、緑町 二丁目、栄町一丁目、 栄町二丁目、西宮町、 巴町、雪輪町、家富 町、本城一丁目、本城 二丁目、本城三丁目、 柳原町、大正町、今福 町、五十部町、大岩町	宮北町、若草町、岩井 町
-----------	---	------------	---	-----------	--	----------	---	-----------------

足利警察署

常見町 交番	足利市 常見町 二丁目 保町、八柵町、鶴木 町、常見町、常見町一 丁目、常見町二丁目、 川崎町、大久 保町、八柵町、鶴木 町、常見町、常見町一 丁目、常見町二丁目、	東武駅 前交番	足利市 田中町 足利市のうち南町、八 幡町の一部、八幡町一 丁目、八幡町二丁目の 一部、朝倉町、朝倉 町、朝倉町二丁目、朝 倉町三丁目、田中町	有楽町 交番	足利市 有楽町 足利市のうち本城一丁 目、本城二丁目、本城 三丁目、大正町、有楽 町、元学町、東砂原後 町、西砂原後町、田所 町、大橋町一丁目、大 橋町二丁目、助戸新山 町、新山町、富士見 町、末広町	織姫交 番	足利市 通四丁 目 足利市のうち 通三丁 目、通四丁目、通五丁 目、通六丁目、通七丁 目、緑町一丁目、緑町 二丁目、栄町一丁目、 栄町二丁目、西宮町、 巴町、雪輪町、家富 町、柳原町、今福 町	宮北町、若草町、岩井 町
-----------	---	------------	--	-----------	--	----------	--	-----------------

略	堀込町 交番	足利市 堀込町	常見町三丁目、山川町
	鹿島町 交番	足利市 鹿島町	足利市のうち 大前町、 山下町、鹿島町
足利市のうち堀込町、 藤本町、新宿町、里矢 場町、荒金町、南大 町、福居町、島田町、 上渋垂町、百頭町、問 屋町、梁田町、下渋垂 町、福富町、福富新町			

二 警察官駐在所

管轄 署名	名称	位置	所管区
署 察 警 利 足	毛野警 察官駐 在所	略	略
	山辺警 察官駐 在所	略	略

略	堀込町 交番	足利市 堀込町	常見町三丁目、山川町、大月町の一部
	鹿島町 交番	足利市 鹿島町	足利市のうち五十部町、大岩町、大前町、山下町、鹿島町
足利市のうち堀込町、 藤本町、新宿町、里矢 場町、荒金町、南大 町、福居町、島田町、 上渋垂町、百頭町、問 屋町、 福富町、福富新町			

二 警察官駐在所

管轄 署名	名称	位置	所管区
署 察 警 利 足	毛野警 察官駐 在所	略	略
	借宿町 警察官 駐在所	足利市 借宿町 一丁目	足利市のうち借宿町、 借宿町一丁目、中川町
	山辺警 察官駐 在所	略	略
	利保町 警察官 駐在所	足利市 利保町 三丁目	足利市のうち利保町一 丁目の一部、利保町二 丁目の一部、利保町三 丁目の一部、江川町、 江川町一丁目、江川町 二丁目、江川町三丁 目、江川町四丁目、月 谷町、田島町、田島町 一丁目、赤松台一丁 目、赤松台二丁目
	大月町 警察官	足利市	足利市のうち菅田町、 菅田町一丁目、利保 町、利保町一丁目の一 部、利保町二丁目の一

略	略	略	略
	久保田町警察官駐在所	足利市久保田町	足利市のうち久保田町、瑞穂野町、野田
	略	略	略
三略			

  

略	略	略	略
	久保田町警察官駐在所	足利市久保田町	足利市のうち久保田町、瑞穂野町、野田、梁田町、下渋垂町
	略	略	略
三略			

**附 則**

この規則は、令和三年三月三十日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第二号**

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

**栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第1条関係）**

警 察 職 員 定 員 表

階級等	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡查部長	巡 査	計		
本部 警察署								
警 察 本 部	72	136	499	361	145	1,213	316	1,529
警 察 署	46	113	474	646	937	2,216	148	2,364
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第三号**

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和三年三月二十六日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

**栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則**

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)</p> <p><b>第四条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 <u>警察統計(犯罪統計を除く。)</u>に関すること。</p> <p>十 十四 略</p>	<p>(警務課)</p> <p><b>第四条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 十三 略</p>
<p>(情報管理課)</p> <p><b>第九条</b> 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 五 略</p>	<p>(情報管理課)</p> <p><b>第九条</b> 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>警察統計(犯罪統計を除く。)</u>に関すること。</p> <p>五 六 略</p>
<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第十六条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 略</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第十六条</b> 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する</u>こと。</p> <p>五 略</p>
<p>(人身安全少年課)</p> <p><b>第十七条</b> 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 <u>酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する</u>こと。</p> <p>四 十三 略</p>	<p>(人身安全少年課)</p> <p><b>第十七条</b> 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 十二 略</p>

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。